

賃貸入居者総合保険 ワイドプラン



4つの補償でご入居者様を手厚くお守りします!

# 住まいる保険

家財  
補償

修理費用  
補償

個人  
賠償責任  
補償

借家人  
賠償責任  
補償

火災・自然災害・盗難等による  
**生活家財の損失**から  
日常生活での**賠償責任**まで  
幅広く補償する保険です。

「住まいる保険」は、賃貸入居者総合保険のペットネームです。



東日本少額短期保険





# 賃貸住宅ご入居者様を4つの補償で しっかりサポートします!

ワイドプラン

## 家財補償

### 生活家財の損害

所有する生活家財に損害が生じたとき、損害にあった家財と同等のものを再購入するのに必要な額を補償します。

- 1 火災 落雷 破裂 爆発  
**家財が燃えてしまった!**
- 2 風災 雪災 ひょう災  
**台風で屋根が壊れ、家財が破損!**  
1事故 家財保険金額の50%限度  
損害額20万円以上の場合
- 3 盗難  
**泥棒に現金を盗まれた!**  
1事故 家財保険金額の10%限度  
現金・預貯金は20万円限度
- 4 水濡 給排水設備事故による漏水  
**水ぬれが起きた!**
- 5 建物外部からの物体の落下 飛来 衝突 倒壊  
**車が家に衝突し、家財が破損!**
- 6 水災 床上浸水による水濡損害  
**洪水で家財が水びたしに!**  
1事故 家財保険金額の30%限度
- 7 騒じょう等 騒じょう・集団行動または労働争議に伴う破壊行為や暴力行為  
**外壁が破壊され、家財が破損!**
- 8 破損 汚損 等  
①～⑦以外の**偶然な事故**  
1事故30万円限度 免責金額(自己負担額)3万円

上記の損害保険金の支払い対象となった場合、それに伴う次の出費も補償します。

- 臨時宿泊費用保険金**  
1事故につき(限度額) **10万円**  
上記事故(③と⑧を除く)により発生した一時的な宿泊施設の利用費用や、宿泊施設への交通費を補償します。
- 残存物取片づけ費用保険金**  
1事故につき(限度額) 家財保険金額の**10%**  
損害を受けた残存家財の取壊し、搬出、清掃等にかかった費用を補償します。
- 失火見舞費用保険金**  
1事故につき(限度額) 家財保険金額の**10%**  
火災、破裂、爆発事故で他人の所有物に損害が発生した場合の相手方への見舞金費用を補償します。(被災世帯数×10万円)

## 修理費用補償

### 修理費用

下記の場合で賃貸借契約に基づき、借りているお部屋のドアや窓ガラスなどを自費で修理した費用を補償します。

- 家財補償の対象となる事故(⑧を除く)により借戸室に損害が生じた場合  
1事故につき(限度額) **100万円**
- ご入居者さま(被保険者)の死亡により借戸室に損害が生じた場合  
1事故につき(限度額) **50万円**
- 凍結による専用水道管・給湯器の損害(解冻費用含む)  
1事故につき(限度額・年1回限り) **30万円**
- 借戸室の窓ガラスの熱割れによる損害  
1事故につき(限度額・年1回限り) **10万円**
- いたずらやピッキング等で生じた借戸室の玄関ドアロックの損害  
1事故につき(限度額・年1回限り) **3万円**

## 個人賠償責任補償

### 第三者への賠償責任

個人賠償責任保険金額  
1事故につき(限度額) **1,000万円**  
自己負担額なし(免責金額ゼロ)

階下に水ぬれ損害を与えてしまった!  
**第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。**  
借戸室の使用・管理に起因する偶然な事故または日常生活に起因する偶然な事故により、第三者にケガをさせたり、第三者の物に損害を与えて法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

## 借家人賠償責任補償

### 大家さんへの賠償責任

借家人賠償責任保険金額  
1事故につき(限度額) **1,000万円**  
自己負担額なし(免責金額ゼロ)

火災 爆発 水濡 破損 等  
借戸室で火災を起こしてしまった!  
**大家さんへの法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。**  
火災、破裂・爆発、水ぬれの事故によって借戸中の建物(借戸室)に損害を与えて、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。  
また、過失により借戸室の洗面台・浴槽・便器を破損させ、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。(1事故につき30万円限度)

**偶然な事故による損害賠償責任の補償範囲を拡大!**  
偶然な事故により生じた借戸室(洗面台・浴槽・便器を除く)の損壊で、大家さんに対して法律上の損害賠償責任を負った場合にも保険金をお支払いします。  
(1事故につき30万円限度・免責1万円)

## ご加入プラン例 ワイドプラン(借家人賠償責任補償拡大特約付帯)

保険期間:2年

臨時宿泊費用保険金	1回の事故につき(限度額) <b>10万円</b>
残存物取片づけ費用保険金	1回の事故につき(限度額) 家財保険金額の <b>10%</b>
失火見舞費用保険金	1回の事故につき(限度額) 家財保険金額の <b>10%</b>
修理費用補償 <sup>※2</sup>	1回の事故につき(限度額) <b>100万円</b>
個人賠償責任補償 <sup>※3</sup>	1回の事故につき(限度額) <b>1,000万円</b>
借家人賠償責任補償 <sup>※3</sup>	1回の事故につき(限度額) <b>1,000万円</b> (借戸室内の偶然な事故による損壊の場合 洗面台・浴槽・便器…1事故30万円限度・免責なし その他の部位…1事故30万円限度・免責1万円)

※1.1回の事故につき家財保険金額を限度額とします。ただし、風災・ひょう災・雪災による損害は家財保険金額の50%、水災による損害は家財保険金額の30%、盗難による損害は家財保険金額の10%(現金・預貯金は20万円)、偶然な事故による損害は30万円(免責金額3万円)を限度額として1回の事故につきお支払いします。また、風災・ひょう災・雪災による損害は1回の事故による損害額が20万円以上に限りお支払いします。

※2.1回の事故につき100万円を限度額とします。ただし、ご入居者さまの死亡による借戸室の損害は50万円、凍結による専用水道管・給湯器の損害は30万円、窓ガラスの熱割れによる損害は10万円、いたずらやピッキング等で生じた借戸室の玄関ドアロックの損害は3万円を限度額として年1回まで(入居者の死亡による損害を除く)お支払いします。

※3.借家人賠償責任補償と個人賠償責任補償のお支払い保険金の合計額は、1回の事故につき1,000万円が限度額となります。

保険金をお支払いできない主な場合

- 家財補償
- 地震・噴火にともなう損害、戦争等による損害
  - 故意または重大な過失による損害
  - パソコン等に保存されているデータ、プログラムの損害
  - 外出先で自転車の盗難にあった場合等の損害

- 賠償責任補償
- 自動車を運転中に、他人に接触しケガさせてしまった損害
  - 他人から借りている物に対する損害
  - 故意による損害
  - 設備の瑕疵・劣化またはさびに起因する損害